

狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務委託（長期継続契約）事業者選定実施要項

1. 業務概要

(1) 業務名

狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

別紙 仕様書（案）のとおり

2. 選定方法及び導入理由

選定方法：公募型プロポーザル方式

導入理由：狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務は、障がい者の自立やリハビリ、社会参加に必要な事業であり、特に障がい者団体の水泳教室では療育を目的とした水泳指導といった専門的なサービスの提供が必要であり、特殊性が高い。以上の理由により、見積金額のみで選定する一般競争入札方式ではなく、プロポーザル方式を採用することとする。

3. 業者選定スケジュール（予定）

令和8年4月7日（火）	狛江市指名業者選定委員会
6月1日（月）	プロポーザル応募開始
6月15日（月）	質問提出締切
6月30日（火）	プロポーザル応募締切
7月下旬	審査
8月	狛江市指名業者選定委員会へ報告
9月上旬まで	審査結果通知

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加申込書提出時において、狛江市の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 過去10年以内に、地方公共団体より障がい者の水泳教室等を受託した実績又は本業務と類似する業務（地方公共団体から直接受託したものに限る。）を受託した実績があり、当該受託業務を滞りなく履行した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 狛江市指名停止基準（平成10年7月27日市長決裁）による指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 狛江市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年要綱第 46 号）別表に規定する措置要件に該当しないこと。

5. 参加申込

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- ② 参加事業者概要表（第 2 号様式）
- ③ 履行実績書（任意様式）
※ 業務実績を証明するもの（契約書の写しなど）を添付すること。
- ④ 事業提案書（任意様式）
- ⑤ 5 年ごとの金額を記載した見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

※ 下記（4）に示す提出先への持参又は郵送

※ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

※ 持参する場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（期限最終日であっても、午後 5 時まで）とする。

(4) 提出先

狛江市福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係（狛江市役所本庁舎 2 階）

担 当：白石

住 所：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電 話：03-3430-1111（内線 2208）

メール：shoshikkr@city.komae.lg.jp

6. 質疑応答

(1) 質問方法

質問書（第 3 号様式）に質問内容を記載の上、5 - (4) に示す提出先へメールで送付するものとする。

なお、メールの件名は「狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務委託（長期継続契約）に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時回答し、狛江市ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った事業者名は公開しない。

7. 辞退

参加を辞退するときは、辞退届（第4号様式）を記載の上、速やかに5-(4)に示す提出先へメールで送付するものとする。

8. 審査方法

(1) 審査方法

「狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務委託（長期継続契約）事業者選定審査会」において参加事業者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は、別途定める評価表に基づき、各委員の評点の合計が最も高い参加事業者を契約候補者として選定するものとする。ただし、同点の者が生じた場合の順位は会長の決するところによる。

(2) プレゼンテーション審査実施日

令和8年7月下旬 ※日時等の詳細は、プロポーザル応募締切後速やかに通知する。

(3) プレゼンテーションの内容

15分以内で事業提案書の内容について口頭説明を行った後、10分以内で質疑応答の時間を設ける。

(4) 結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、令和8年9月上旬までに各参加事業者に自己の結果のみメールで通知する。

(5) 注意事項

- ・会場への入室については、参加事業者につき説明者を含め3人以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。
- ・準備等により予定開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ・指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

9. 契約の締結

審査の結果、最も高い点数を獲得した事業者を第1契約候補者として、契約内容について協議、調整等を行い、特命随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

また、当該事業者が辞退したとき又は協議が整わなかったときは第1契約候補者に次ぐ点数を獲得した事業者を第2契約候補者として上記の手続を行うものとする。

10. 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、参加を失格とする。

- (1) 本要項に示された条件等に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (5) 狛江市障害者福祉センター水泳教室等業務委託（長期継続契約）事業者選定審査会関係

者に不正な方法で援助を直接的又は間接的に求めたとき。

- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、委託事業者としてふさわしくないと狛江市が判断したとき。

11. その他

- (1) 提出書類の作成・提出等一切の経費は、いかなる場合においても参加事業者の負担とし、審査終了後、契約を締結した事業者以外の提出書類を返却する。
- (2) 提出期限後の提出書類の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された事業提案書については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果品及び全ての権利は、狛江市に帰属するものとする。
- (5) 審査に係る問い合わせには応じない。
- (6) 審査に関して異議を申し立てることはできない。
- (7) この要項に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。
- (8) このプロポーザルに参加した者は、この実施要項に同意したものとみなす。

12. 担当及び問い合わせ先

狛江市福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係（狛江市役所本庁舎 2 階）

担 当：白石

住 所：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電 話：03-3430-1111（内線 2208）

メール：shoshikkr@city.komae.lg.jp